

## 独占禁止法改正の動向と問題点

中村 一彦

## 第一 独禁法改正問題の背景

## 一、最近の独禁法強化改正への動き

最近の独占禁止法（以下「独禁法」という。）改正問題がはじめて取りあげられたのは、昭和四八年一月二二日の参議院物価等対策特別委員会においてである。すなわち、同委員会は「国民生活安定緊急措置法案に対する附帯決議」の中で「政府は現在の物価高騰に対処し、独占禁止法の厳正な運用に一層努めるとともに、公正取引委員会に寡占企業に対する分割命令及び価格カルテル排除にあたっての価格引下げ命令等の権限をもたせうるような方向で独占禁止法の改正問題に早急に着手すること」を要求した。独禁法改正が従来のように緩和ではなく、強化の方向で問題になったのが注目される。

なぜ、参議院物価等対策特別委員会において、独禁法改正問題が取りあげられたのか。それは、直接的には物価問題との関連ででてきたものである。昭和四七年には、企業の株式・土地をめぐる投機的行為が横行し、四八年秋

より石油危機を契機とする企業の物の買占め、売り惜しみ、便乗値上げその他の「反社会的行為」が相次いだ。その代表的な例が、商社の投機行為であり、石油業界のヤミカルテル行為であるとされる。このことは、国民大衆に抜きがたい企業不信感を植えつけ、企業の社会的責任を追求する世論がにわかに高まり、これらの事情が国会にも反映したものと思われる。

もちろん、当時、商社側は買い占めや売り惜しみによって意図的な価格つり上げを行なっていない旨、繰り返し述べている。そして、商社批判、大企業批判に対しては、産業界でも自主的に企業の社会的責任とは何かが議論されている。その成果として ①経済同友会は、昭和四八年三月一六日に「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」と題する提言を行ない、②日経連は、四月九日に「提言より職場で実践活動」を呼びかけ、③経団連は五月二八日の総会で「福祉社会を支える経済とわれわれの責務」を総会決議として採択し、④大手商社の団体である日本貿易会が五月一〇日に「総会商社行動基準」を発表している。しかし、大企業は社会的責任の自覚とか、新しい経済倫理にそった企業行動とかを主張しながら、不況がくると利潤追及のために手段を選ばない体質があるようである。たとえば、昭和三九年一月、関西経済同友会は、その大会で「経営者は企業本来の目的である利潤の増大に最善の努力をかたむけるべきである」との「新しい情勢に対処する経営理念の展開」を採択し、四〇年になると、経済同友会は、その政策審議会所信表明として、「経営者をもっと大胆に利潤を論じ、その獲得に努力すべきである。」と述べて「いわば公然と、ホンネがタテマエの衣をぬぎ去った姿」と批判されている。(大野力「企業の社会的責任」  
社会のなかの企業四一頁)

衆議院では昭和四八年七月三日、参議院では四九年二月二二日、それぞれ附帯決議をし、企業の社会的責任を全うすることができるよう、株主総会および取締役会制度等の改革を行うため、政府は速やかに商法改正案を準備して国会に提出すべきことを要求した。現在、社会的責任の概念は多種多様に理解されているが、それは単に企業が

温情的に財団等に対して寄附をすることを意味するのではなくて、むしろ行きすぎた企業の利潤追及を、消費者、地域住民等の利益を考慮して、社会の側から制約を加えることであると考えねばならない（拙稿「企業の社会的責任論に対する法学からのアプローチ」法政理論七巻一・二合併号。一〇頁以下参照）。企業も、このような視点からの立法措置を進んで甘受する姿勢が必要であろう。それでこそ、企業は自由社会で、社会的に必要な存在として生き残ることができるであろう。

以上述べた企業の社会的責任に関する商法改正問題と、今回の独禁法改正問題は密接な関係にある。「公正かつ自由な競争」（独禁法一条）を促進させるためには、独禁法の強化が必要であるが、独禁法ではカバーしきれない程度の企業の巨大さは残存する。それを補完するのが、企業の社会的責任論である。方法論には差異があるが、その本質では、どちらも資本主義経済にとって、不老長寿の妙薬は何であるかを問題にしているのである。

さきに述べた参議院物価等対策特別委員会の附帯決議を契機として、昭和四九年二月、公明党、日本社会党および民社党は、それぞれ独禁法改正案要綱を発表し（公正取引二八一号、三〇頁以下に掲載）、さらに三月公明党が、四月には社会党がそれぞれ独禁法改正法律案を国会に提出した（公正取引二八七号、三三頁以下参照）。

そして、かねてから、公正取引委員会（以下「公取委」という。）も、委員長の私的諮問機関である「独占禁止法研究会」（以下「独禁研」という。）において、改正問題を検討させていたが、その成案を「独占禁止法改正試案の骨子」（以下「改正試案」という。）という形でまとめ、四九年九月一八日公表するにいたった。

## 二、独禁法の目的と三本の柱および改正の歴史

(1) 独禁法の目的と三本の柱　　独禁法は第一条でその目的を明らかにしている。要約すれば、「公正かつ自由な競争を促進することによって、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進す

ること」である。「一般消費者の利益を確保すること」「国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」との関係はどう把握するか。この点では、学説が分れている。すなわち、①一般消費者の利益と国民経済全般の利益が相反するような場合には、前者は後者にその席を譲るべきであるとの説（石井良三・独占禁止法四三頁）と、②「一般消費者の利益を確保すること」は「国民経済の民主的で健全な発達の促進」の中に含まれ、その「根柢」をなすと解する説（正田・独占禁）がある。国民経済の「民主的」発達から考えれば、②説が正しい。公取委は①説に従うようであるが（山田・元委員長談話・昭和四二年八月二日付読売新聞参照）独占禁強化改正の視点から②説をとるべきである。

独占禁は、その目的を達するために、禁止事項として三つの柱を立てている。すなわち、①私的独占の禁止（三条）、②不当な取引制限の禁止（三条）、および③不正な取引方法の禁止（九条）である。私的独占は、いわゆるトラスト（企業合同）、コンツェルン（企業結合）と呼ばれるものである（二条五項）。ただ現行独占禁法上、注意しなければならないのは、私的独占はモノポライゼーション（monopolization）という言葉に相当し、モノポリ（monopoly）そのものではない。換言すれば「独占の状態」という市場構造を指すのではなく、そうした状態をつくり出したり維持したりする行為をさす。私的独占の系列規定として、持株会社の禁止（九条）、株式保有の制限（一〇、一一、一四条）、役員兼任の禁止（二三条）、合併・営業譲受等の制限（一五、一六条）が含まれる。不当な取引制限は、通常、カルテルといわれている（二条六項）。この系列規定としては、国際取引に関する規制（六条）、事業者団体に対する活動規制（八条）が含まれる。

不正な取引方法の代表的な例としては、いわゆるボイコット（不当な取引拒絶）、ダンピング（不当販売）等がある（二条七項参照）。

(2) 独占禁法改正の歴史 独占禁法が制定・施行されて四半世紀以上になる。連合軍総司令部（GHQ）の経済民

主化の一環として、独禁法が制定されたのは昭和二二年である。占領政策の一環として、戦勝国の敗戦国に対する懲罰の意味も含まれていた。そのため、法の内容は厳格であった。たとえば、会社の株式所有は原則として禁止され（旧一〇条一項）、企業間に不当な事業能力の較差があるときは、優越した地位にある企業に対して、営業施設の譲渡（いわゆる企業分割）等の措置を命ずることができた（旧八条一項）。

ところが、昭和二二・三年頃から、①アメリカの対日政策の転換と、②日本国内の経済情勢の変化が現われてきた。①は日本経済を自立・安定させ、日本を反共のトリデにしようとするものであり、②は、戦時中の機械設備の老朽化、資材動力の不足、技術水準の低下、戦時補償の打切りによる企業経理の行詰りを打開するため、外資の導入と証券消化を必要とするにいたったことを意味する。結局、原始独禁法の寿命は短かった。昭和二四年、改正が行なわれ、緩和への第一歩が踏み出された。改正の主要点は、①事業会社の株式保有の制限を、それが競争の実質的制限になる場合に限ったこと（旧一〇条）、②役員兼任の制限を、競争関係にある会社間の場合に限ったこと（旧一三条）、③合併等の認可制を事前届出制としたこと（旧一五条一項）、④国際協定の認可制を事後届出制にしたこと（旧六条一項）等である。

昭和二八年の改正により、独禁法はさらに大幅な緩和を余儀なくされた。改正の直接の動機は、平和条約の締結に先立ち、昭和二六年五月、占領政策によって日本に設けられた諸制度の再検討を許す旨のリッジウェイ声明が出たことである。これに加えて、二六年七月の朝鮮動乱の休戦とともに、不況が深刻化したことも、独禁法改正の促進に拍車をかけた。改正の主要点は、①不況カルテルを認めたこと（二四条の三）、②合理化カルテルを認めたこと（二四条の四）、③不当な事業能力の較差の排除規定（旧八条）を削除したこと、④株式保有、役員兼任、合併等の制限（四章）を競争を実質的に制限することとなる場合に限ったこと等である。

独禁法は、昭和三三年に第三回目の改正の危機を迎えた。三三年の不況を契機として内閣に「独占禁止法審議会」(「産業界代表がほとんどであったが、め「カルテル友の会」と呼ばれた)が設けられ、その答申の線に沿って独禁法改正法案が作られたが、結局、廃案となった。改正案は国際競争力強化を強烈に意識したもので、①合理化カルテルの範囲を拡大し、過剰設備の処理、設備新增設の制限を認める、②不況カルテルについては、不況予防カルテルや、販売業者と生産業者にまたがるカルテルも認める、③競争を実質的に制限する合併でも、とくに必要なきときは認める等が主要点であった。

このような動きと並んで、個別立法による独禁法の実質的緩和・修正が行なわれた。たとえば、昭和三三年には環境衛生関係営業の適正化に関する法律(法一六四)、電子工業振興臨時措置法(法一四〇)等が制定され、また、中小企業安定法に代って中小企業団体の組織に関する法律(法一八五)が設定された。他方、当時独禁法の運用面で、公取委は手足をもがれたも同然の状態にあった。すなわち、通産省等の行政指導による、「勧告操短」方式によるカルテルが横行していたからである。

守勢一方の公取委が、やっと息を吹き返したのは、ニセ牛事件を契機にしてからである。昭和三六年頃である。公取委は、缶詰業界に存在した不当表示慣行は各業界にもあるとみて、昭和三七年「不当景品類及び不当表示防止法(法一三四)」を制定した。この不当表示問題が、公取委をして、消費者保護行政へ向わせた。そして、独禁法の重要性はそれなりに消費者段階に浸透しはじめた。

しかし、日本経済は昭和三九、四〇年の不況から立直ったのもつかの間、四二年から金融引締めが一層強化され、さらにドル危機等厳しい国際情勢の変化によって次第に寡占が形成され、昭和四四年八幡製鉄、富士製鉄の合併による新日本製鉄の誕生となった。

公取委が従来守勢から転じて、産業界や通産省に対して歴史上はじめて攻勢にでたのは、冒頭に述べたとお

り、物不足や石油危機によって物価が狂乱状態になった昭和四八年秋以降のことである。

## 第二 公取委改正試案の検討

### 一、改正試案公表後の反響

昭和四九年九月一八日、公取委が公表した独禁法の改正試案の内容は、①独占状態にある企業の分割、②寡占企業の弊害を防ぐための原価の公表、③カルテル対策としての価格の原状回復命令、④その制裁措置としての課徴金、⑤会社の株式保有制限、⑥金融機関の株式保有制限、⑦独禁法違反への刑事罰、⑧不公正な取引方法への規制および⑨既往の違反行為に対する排除措置の九項目から成る。公取委は、これをもとに自民党、関係各省庁と協議にはいる予定であるが、各方面で賛否両論がわき上った。

経団連はその独禁法研究会の名において公取委改正試案発表より約四ヶ月前の四九年五月二九日、「最近の独禁法改正論議に対する見解」(いわゆる「平賀見解」と呼ばれる)を発表し、公取委の独禁法強化改正の動きに強く反発していた。改正試案公表後は、その内容が企業にとって厳しいものとなっていることから、深刻なショックを受けている。経済同友会は、昭和四九年九月二〇日、「新しい自由経済と企業の革新」を発表したが、その中で、公取委改正試案にふれ、「なお検討を要する点も多い」とし、日本の特殊性や国際競争力等を考慮して「公取委の機能・権限を含めて根本的見直しを行う必要がある」と主張している。

通産省も、改正試案については批判的であり、①改正の趣旨について、寡占、独占の弊害とは具体的に何をさす

のか。なぜ現行法で対処できないのか。②企業分割について、まじめに成長してきた企業に、なぜ分割をもつてのぞむのか。その運用基準は何か。③原価公表について、企業秘密である原価を公開させ、世間の批判で価格を決定することと価格の公正性との関係。④価格の原状回復命令について、公取委が価格形成に介入する是非、等の疑問点を列記した「質問書」を公取委に示している。

政府内部でも、大蔵省や経済企画庁は企業の自由競争を刺激することをねらった公取委に同情的といわれる。

自民党の一部は、これは予想されることではあるが、改正試案に反発し、引き延ばし策に出ているとのことである。

消費者団体としては、日本消費者連盟や全国消費者団体連絡会が、公取委改正試案を支持するとともに、告発権の消費者への開放を要求している。

野党各党は、独禁法改正に積極的に賛成している。そして、日本共産党および民社党が、四九年一〇月四日、それぞれ、独禁法改正案要綱を発表している。

## 二、改正試案の問題点

(1) 企業分割 「市場構造」にメスを入れようとする点で、大きな特色を有する企業分割は、今回の独禁法改正の「目玉」といわれる。

改正試案によれば、「一定の事業分野において独占的状态があり、他の方法では競争を回復することが極めて困難であると認める」ときは、会社の分割、営業の一部譲渡等の排除措置をとることになっている。

この企業分割に対して、経団連は強く反対する。すなわち、①寡占あるいは管理価格およびそれがわが国経済に



与える影響についての実態分析が不十分で、観念的、抽象的な議論に終始していること、②技術・経営上の努力による正当な企業成長まで否定することは自由経済の理念に反する、③国内経済の範囲だけで寡占問題を議論すべきでなく、海外企業との競争もあわせて考えるべきである、④企業分割は、むしろスケール・メリットの減殺等を通して、コスト高による製品価格の上昇を招くおそれが強い等がその理由である。財界人の一人、日向住友金属工業会長は「正当な企業努力で拡大してきたのに、公取委の認定によって解体されるのなら、まるで生体解剖にひとしい」と憤慨する。

しかし、学者グループや消費者団体および各野党はいずれも企業分割に賛成である。そして、財界の態度を「企業の短期的視野における判断」と批判し、私企業、とりわけ支配的資本、大企業にとっては、国民の権利の確保を内容とする民主性の確保を図りながら、好ましい経済的成果がもたらされる競争秩序の維持は、最低の社会的責任を果たしながら最も効率的な私企業体制を維持するものとして、むしろその強化が期待されるべきであるとする(正田彬「経済の寡占化の進行と独禁法」(改正論)法律時報四七巻二号一二頁)。

「一定の事業分野における独占的状态があり、他の方法では競争を回復することが極めて困難であると認める」ときの対処の仕方としては、①産業を国有化する案、②公益事業のように価格その他を公的機関によって統制することが考えられるが、現在は企業分割により競争の回復をはかることが、最も適当と考えられる。

もっとも、改正試案によれば、独占的状态の判断基準として、①一社または二社の市場占拠率が著しく高いこと②競争が実質的に抑圧されていること、③その事業分野において、他の事業者が新たにその事業を起すことを著しく困難にしていることが示されており、高橋公取委員長も「現在のところ分割の対象となる企業はなく、今後も簡単には発動しない」と言明しているので、企業分割は「抜かざる宝刀」として、むしろ予防的規定の感がある。

(2) 原価公表 改正試案に示されているように、原価公表は高度寡占市場における管理価格対策の一つである。企業分割が簡単には発動されないと考えられるので、いわば次善の策として、改正試案に盛り込まれたのである(四九年七月二七日。付日本経済新聞)。

この改正試案よりも以前に、管理価格対策としての原価公表は、社会・民社・公明三党によって「寡占価格規制法案」(昭和四十六年三月二)として、販売経費の規制と抱合せた形で提案されたことがある。

原価公表に対しては、経団連(独禁法研究会)はもちろん反対しているが、通産省も「企業秘密」である原価を公開させて社会の批判にさらすことは、自由主義経済の否定につながるのと同時に、いわゆる「人民裁判」となり違憲の疑いが濃厚と批判する(四九年一〇月一日通産省メモ。法律時報四七卷二号九三頁参照)。

原価公表を積極的に評価する立場もある。たとえば、有賀美智子氏は「公表された数字から当該企業のみ合理的化提案や需要者・消費者の購買態度の反省資料が提供される期待もないではない」と述べているし、御園生教授は、①いったん発表された原価は基準になり、次の値上げを判断する際の基準を得ることになる、②寡占的な大企業が平行行為で価格を上げた場合、その理由を一般国民に知らしめることは、企業の社会的責任であると述べている(「独禁法改正案の目的と課題」対談。しかし経済学者や法律学者の多くは消極的である。①ある商品について、企業間の原価比較が可能な形で、原価を正確に捕捉することは不可能に近い、②値上げの正当性を裏づける資料として利用される、③個々の商品の原価を値上げの際に公表せしめるという形で考えるよりは、企業の情報的一般的なディスクロージャーの問題として考えるべきである、等がその理由である(越後和典「独禁法改正試案」の基本的難点—企業法研究二三四輯号二。四頁)。

(3) 価格の原状回復命令 現行法の下では、カルテル破棄の審決が行なわれ、これをカルテルに参加した企業

が受け入れても、価格はカルテルで決められたままで何らの変化もみられない場合が多い。原状回復命令案は一人スタート・ラインに戻って競争を再開させようとするものである。

原状回復命令について、経団連(独禁法研究会)は、「公取が価格を元にもどすよう命令したり、あるいは特定の価格を指定するなど、価格そのものに介入することは、プライス・メカニズムの否定であって、公取の自殺行為となる」と反対している。

この問題では、学者の間でも賛否両論がある。概して、法律学者の間では賛成の意見が多い(正田彰・独占禁止法三八六における違法行為の成立の消滅と排除措置、商事法の諸問題(石井教授追悼論文集)一七七頁以下、木元錦哉「カルテル排除と価格引下げ命令」企業法研究二三四号一九頁、反対説としては今村成和「独占禁止法の動向」現代経済一四号八四頁以下)。他方、経済学者は消極的のようである。この問題をめぐる見解の相違は、法律学者の場合には、備案カルテルの法的性格についての理解の相違に由来しているし、経済学者の場合には、原状回復命令が資本主義経済のプライス・メカニズムに触れるという点にあるようである。

経済学者が消極的な理由をもう少し述べると、①一種の価格形成への行政官庁の介入である、②プライス・メカニズムの正常な機能が阻害される、③不況で価格が低下してゆくプロセスでカルテルが結ばれたときには、一定期間元の価格に戻れるということは、値上げせよということの意味する、④もし、この改正が実現すれば、企業は価格カルテルではなく、もっぱら出荷ないし生産数量、設備投資等についてのカルテルを結ぶであろう、等である(小宮隆太郎・前掲一八頁)。

(4) 課徴金 この制度は、従来の「カルテルはやり得」という風潮に対する警鐘として考えられた案である。いわば不当利得を吐き出させようというわけである。

当初、ヤミカルテルによる不当利得額の二〜三倍が考慮されていたが、改正試案では不当利得相当額とされ、カ

ルテル期間中の販売数量にカルテルによる引上額を乗じて得た額がその算定の基準とされる。

課徴金制度の趣旨については、各方面でもほとんど異論はない。ただ、その法律上の性格づけについて、法務省は明確でないとし、①「もし違反企業に対する制裁の制度であるならば、その違反行為には罰則規定が設けられていることとの関連で問題がある」、②「もし企業の違反による利得を剥奪するものとして考えられているのであるならば、そのような利得は本来消費者に返還されるべきものであり、そのための制度として現行独禁法は企業の被害者に対する損害賠償の規定（二五条）が設けられている。このような損害賠償制度の他に、更に課徴金の制度を設けることは問題があり、慎重に取り扱うべきものと考ええる」との見解を発表した（四九年一〇月三〇日）。

しかし、これらの法律問題については、課徴金のねらいを正しく理解して実現しようとする姿勢があれば、克服できない問題ではないとする法律学者が多い。すなわち、独禁法違反行為に対しては、行政庁が独自に発動できる規制手段を用意することが適当である（小暮得雄「行政罰と企業責任」シニキスト五七八号五五頁）。また、課徴金と刑罰が併科されることとなる点については、両者は異なった目的を有しており、これを併科するか否かは立法政策の問題である（今村政和・前掲現代）。さらに、競争制限による不当な利益は、本来は消費者による損害賠償制度の強化によるべきであるが、そのためには多くの点で改正、補足措置が必要なので、規制手段の多様化という観点からも課徴金制度を新設することには意味がある（実方謙二「カルテル規制と独禁法改正」の「問題点」法律時報四七巻二号五六頁）。

すでに、西独では一九六六年に法律改正が行なわれ、カルテル庁が違法行為による超過収益の三倍額の課徴金を徴収する権限を与えられているという例もあるし、わが国でも四八年末に立法された「国民生活安定緊急措置法」（法二二）に特定標準価格をこえて販売したものに対し、その差額を課徴金として徴収する制度がとり入れられている。

改正試案は、価格カルテル、それも「カルテルによる値上げ」の行為のみを対象としているが、これについては、比較的明確な基準で算定できるものに限定したという意味で改正試案を支持する立場(実方・前掲 五・六頁)と、生産調整カルテルや設備調整カルテル等の不当利得が見逃され、片手落ちであるとの批判をする立場(小宮・前掲 一七頁)がある。

(5) 会社の株式保有制限 社会党および公明党の改正法律案では、特に「総合商社」を対象として持株制限を行なおうとしているが、公取委の改正試案では「大規模事業会社」を対象とすることとし、総合商社のみならず一般巨大事業会社をも含め、その対象会社を「資本金一〇〇億円または総資産一、〇〇〇億円以上の会社」と定義づけている。

改正試案によれば、大規模事業会社が純資産の二分の一または資本金額のいずれか大きい額をこえて国内の他の会社の株式を保有することを禁止している。また、国内において競争関係にある他の会社の株式を保有することも原則的に禁止している。

経団連(独禁法研究会)は、①商社と金融機関を同一視することはできない、②商社は企業集団の中核とはなっていない等の理由で反対するが、独禁法研究会の会長・金沢良雄教授は、「近年、特に商社などを中心とする商社の株式取得、株式の相互持合いにより、企業の系列化や企業集団の形成が進みつつある」と指摘している(四九年六月、記者会見発言要旨。なお、伊従寛一氏が国総合商社にかんする調査「現代経済」一六号一七四頁以下参照)。競争秩序を確保するためには、株式保有の規制を強化することは不可欠であろう。

企業支配の規制のためには、被支配会社の発行済株式総数の何%と規定した方が判断し易いとの見解(丹宗昭信「独禁法改正問題点」企業法研究二三四輯二七頁、木元錦敬「独禁法改正試案の問題点」書案の窓三八号三頁)と事業会社を金融機関と同様、一律に規制すると、かえって産業界の活力を殺(中島資祐「独禁法改正論議の争点」東洋経済五〇年二月一・二日号一五五頁)が、競争を阻害することになりかねないので、総量規制はやむをえないとの見解(中島資祐「独禁法改正論議の争点」東洋経済五〇年二月一・二日号一五五頁)があ

る。

(6) 金融機関の株式保有制限 金融機関は、企業集団化の動きにおいて、常に主役を演じてきた。一般事業会社の筆頭株主となっている例が多く、融資面の優越的地位とあいまって、相手会社に大きな影響力をもつ。

改正試案が、金融機関の他会社株式の保有有限度率を現行の発行済株式総数の一〇〇分の一〇から一〇〇分の五に引下げることは、妥当な措置である。

(7) 刑事罰 現行法の罰則規定(八九条)では、私的独占、不当な取引制限等に対して、「3年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金」となっているが、改正試案では、この罰金を五〇〇万円に引き上げるとともに、法人の代表者が独禁法違反の計画を知り、防止に必要な措置を講ぜず、または違反行為を知りながら、その是正のため必要な措置を講じなかった場合、その責任を問うて罰金を科すことにしている。

罰金額が低すぎるので、この際引上げるとは当然であるが、たとえ五〇〇万円に引上げたところで、現在の物価水準等からみて制裁効果がきわめて大きいとは言えない。このためか、改正試案のほとんどに反対している財界も罰則の強化には賛成している。

独禁法違反行為の処罰のためには、公取委の告発を必要とする(九六条)。従来のように告発がほとんど行なわれないのでは、罰則規定の存在そのものが無意味になる。高橋公取委員長も、四九年の石油カルテルの告発のときのように、「一罰百戒」と言わず、「百罰百戒」の姿勢で独禁法の運用にあたるべきであろう。

(8) 不公正な取引方法 改正試案は二点を示している。すなわち、①排除措置に関するものと、②刑事罰に関するものである。とくに②は、現行法上、私的独占や不当な取引制限について刑事罰の規定があるのに、不公正な取引方法について刑事罰の規定がないというアンバランスを是正しようというものである。

(9) 既往の違反行為に対する排除措置 これについては、あまり問題がないので、とくに論及はしない。

### 第三 政府素案の検討

#### 一、政府素案成立までの経緯と公表後の反響

(1) 政府素案成立までの経緯 政府が国会に法律案を提出するには一定の手續を必要とする。公取委は機構上総理府に属しており、公取委が単独で法案提出権はない。そこで総理府が原案を練ることになる。その際、自民党の了承を得るのが普通で、さらに法律の体系と体裁を整えるため、内閣法制局の意見を聞き、法律案が作られる。それが国会に提出され、衆・参両院の委員会で審議された後、本会議に上程され、可決、成立の運びとなるのである。

今回の公取委の改正試案は、これをいかにして上述の手續にのせ、政府提案の法案として国会提出までこぎつけるかが問題である。ところが、田中内閣時代には、田中首相の個人的財産問題で、政情不安となり、改正試案は一時冬眠状態になっていた。四九年十二月九日、三木内閣の登場により、改正試案は急に政治の表舞台へ出るようになった。一月二〇日、三木首相は初の定例閣議で「独占禁止法改正問題懇談会」(総理府総務長官の私的諮問機関)が設けられた。したがって、これまでの理念・原則をめぐる論争の段階から、法制化のための現実的な調整の段階へと前進したのである。

しかし、総理府による各関係官庁との打ち合わせ、調整はかなり難行した。たとえば、内閣法制局、法務省は、課徴金の新設、刑事罰の強化および会社分割に異論をとなえ、大蔵省は株式保有制度に難色を示し、通産省は企業分割や株式保有制限には異論はないが、企業分割、原価公表、価格の原状回復命令に疑問を呈するなど、まちまちであったからである。

この間、独禁法を改正させようとする学者グループの活躍が目立った。三木内閣の成立前、四九年一月三日、近代経済学者を中心に組織する「独占禁止政策懇談会」が声明を発表して、独禁法の改正の促進をうながした。また、法律学者グループも二月一日、同様な声明を発表した。その後、近代経済学者グループは、「第二次声明」という形で、企業分割・課徴金・株式保有制限の三項目は必ず盛り込むよう提案した（「独禁法改正についての提言」五〇年一月三日）。

一方、経団連は、四九年春のいわゆる「平賀見解」や同年一〇月の正副会長によるほぼ全面的な反対を表明してきたが、五〇年二月一日、正副会長会議において、大詰めを迎えている独禁法改正問題を討議し、公取委の改正試案にはほぼ全面にわたって反対するという基本方針を確認した。

同じく財界でも、日本証券業協会（政策委員会）が、独禁法改正に原則として賛成の方針を打ち出したのは注目される。

全国中小企業団体中央会は、五〇年二月八日、独禁法の強化が必要であると訴えるとともに、公取委改正試案に対しても、中小企業に対する配慮が不足している点を指摘し、今後の改正、運用についての適切な措置を要望している。

自民党も「独禁法改正特別調査会」を設けて、検討をしたが、消費者保護を重視するほか、概して消極的である。



この間、公取委が、①ヤミカルテル価格の排除措置は、原状回復命令にこだわらず、取引関係者から事情を聴手し「適切な市場価格」に下げさせる、②寡占企業の同調的価格引き上げに対する規制措置は、原価公表が無理なら「値上げ理由の説明」に変えてもよい等、柔軟な姿勢を示し、五〇年三月五日に、ようやく政府素案がまとまった。

(2) 政府素案公表後の反響 政府素案の内容は、①課徴金制度、②刑事罰、③違法カルテル排除措置の徹底、④価格の同調的引き上げがあった場合の報告等、⑤独占的状态がある場合の排除措置、⑥会社の株式保有の総量規制制度、⑦金融機関の株式保有限度、⑧報告者に対する通知、⑨不正な取引、⑩その他の一〇項目から成る。

この政府素案には、当然のことながら多種多様な反響があった。まず、経団連の土光敏夫会長は「対話と協調が看板である三木内閣は経済界の話を聞いてくれないのにひどい」との強い不満を表明した。強い不満の内味は、①営業譲渡、②価格引き上げの報告、③株式保有制限の三点で、課徴金制度と刑事罰強化は受け入れられるとしている。また、経団連の鈴木治雄産業政策委員長（昭和電工社長）も、政府素案の基本的視点の欠陥として、①物価問題への関心が強いという背景を考えるとやむを得ないかもしれないが、あまりに競争における価格へのこだわりが強過ぎたこと、②今後の激動下の国際環境の中で、日本経済がいかにして生き残れるか、その条件は何か、という展望がほとんどなかったことの二点をあげている。今後、政府素案を詳細に検討した後、自民党に働きかけてゆくものと思われる。

また、日本商工会議所は、中小企業の立場から、営業譲渡と株式保有制限等の条項は、中小企業育成を念頭に改正すべきだとの見解を発表した。

各種の消費者団体は、前から、ほぼ一致して、①独禁法違反行為に対する告発権が現行法上、公取委だけにある

のを、消費者の誰もが告発できるようにする、②カルテルによって消費者が受けた被害は、公取委の審決が確定しないと、損害賠償請求の民事訴訟を提起できないことになっているのを、審決にかかわりなく訴訟ができるようにする、③消費者からの違反事実の申告に対し、公取委は調査結果を報告する義務を負う等を要求していた。ところが、政府素案には、消費者保護対策として③だけが盛り込まれたとして、反発している。

学界の反響は様々だが、ほぼ学者グループに共通しているのは、内容には不満な点が残るが、ともかく強化の方向で独禁法が改正されるのは画期的なことであるという評価のようである。(五〇年三月六日付朝日新聞参照)

野党各党は、政府素案について、各党の独自案はもとより、公取委試案からも大幅に後退していると批判している。各党とも、「大幅後退」は三木内閣の限界を示すものとして、今後、国会審議の場で各党の独自案の立場に沿って、政府素案の是正を求める構えである。とくに共産党は、三月四日、独自の独禁法改正案を衆議院に提出した。それによると、大銀行を中心とする企業集団や多国籍企業に対する規制措置の新設、ヤミカルテルに対する規制強化等が特徴で、全体として公取委の改正試案より厳しい内容となっている。

## 二、政府素案の問題点

(1) 企業分割(営業の一部譲渡等) 政府素案は、公取委の提起した「構造規制」の考え方をとり入れて、「一定の事業分野において独占的状态があり、他の方法では競争を回復することが極めて困難である」ときは、独占的状态を排除し、競争を回復させるため、公取委が「営業の一部譲渡(新会社等への現物出資を含む)」「資産の譲渡」「株式の処分」その他の必要な措置を命ずることができるとしている。

いわゆる企業の分割には、狭義の「会社の分割」と、「営業の一部譲渡」があるが、政府素案で注目されるのは、

公取委の改正試案に含まれていた「会社の分割」が除かれたことである。会社の分割には、①国際競争力が低下する、②競争意欲を低下させる、③コストアップの原因になる等の反対論があるほか、法案作成の技術問題として、商法の改正が必要であるとの法務省の見解(四九年一〇月三〇日)があり、今回の改正に間に合わせるのは困難という判断によるものである。公取委自身が会社分割は商法改正が必要となるので無理と判断してあきらめたと伝えられている(五〇年二月二七日付朝日新聞)。しかし、商法に規定を設けるとすれば、株主・債権者保護の見地から「株主分割」のためのものである。分割命令の実施のために商法改正することは必ずしも必要ではないと解すべきである(今村和成「企業分割は不可能か」五〇年六月二日付朝日新聞)。

次に政府素案で注目されるのは、手続面で「骨抜き」になっていることである。すなわち営業の一部譲渡等の措置を命ずる場合には公取委はあらかじめ「主務大臣と協議」することを要するという歯止めが入ったのである。この点、通産省は公取委に勧告権を与えるにとどめ、命令権は内閣(主務官庁)に属すべきであると主張したし、自民党内にも「主務大臣の同意」に固執する声が強かった。しかし、これは、公取委は「独立してその職権を行う」とする現行法二八条に対する重大な侵害になるので絶対に認めるべきでないとの学者グループの猛反対があり(たとえば、今井・小宮「改めて独占禁止法改正を断る」、また高橋公取委員長も「公取委の職権の独占を侵すようなことは認められない」と述べたので、政府素案の線で一応落ち着いたのである。「主務大臣と協議」するということだけでは、公取委は協議が整わなくても分割を強行できることになり、公取委が独走するのではないかという不安が財界にあると聞くが、もしそうであれば独占禁止法の基本精神の無理解に基づく過剰な不安というべきであろう。

政府素案に盛り込まれた営業の一部譲渡について、公取委の命令権と株主総会のいずれが優先するか。この点が政府素案策定の過程でも問題となり、法務省は、①命令が商法に優先する旨の規定を盛り込むことと、②株主保護の規

定を盛り込むことを要求したが、総理府は、①現行法でも営業の一部譲渡、役員兼任の制限等株主総会の決議事項となるものについて商法との関係に立ち入っていない、②銀行法等他の法律でも、株主総会の特別決議の必要な事項について主務大臣が命令できることになっている、③特則にせよ、商法に係る規定を設けることには作業が間にあわないとの判断から特則を設けるのを見送った。ところが、政府素案公表後、また問題になったので、この点について政府は統一見解をまとめた。それによると、①公取委の命令による「営業の一部譲渡」の審決が確定すれば会社はこれに従う義務がある、②株主総会が公取委命令を拒否する決議をしても、命令に従う会社の義務は消滅しない。③命令に従わなければ刑事責任を追究される、④現実問題として、審決が確定し、裁判所も公取委の措置を認めている状況で、これに従う意思のないような企業が社会の支持を得て運営されうる可能性はほとんどない、としている。公取委の命令と株主総会とのコンフリクト（対立）が生じたときは、当然、公取委の命令（またはそれについての裁判所の判断）が優先すると解すべきである。

(2) 値上げ理由報告 公取委の改正試案で「原価公表」となっていたものの代替措置である。政府素案によれば、高度の寡占業種において、一定の期間内におおむね同額または同率の価格等の引き上げがあった場合に、値上げの理由を報告させ、その概要を年次報告にのせ、国会に提出することになっている。

この政府素案に対しては、経団連や消費者団体から、別個の立場からではあるが不満が述べられている。

学界でも、公取委の改正試案に対しては、多くの異論があったところであるが、それかと言って、政府素案が適切であるとは必ずしも思われない。値上げ理由の報告を求めることは、高度寡占対策と銘打たなくとも、現行法四〇条の、いわゆる一般調査権にもとづいて、公取委は当然これをなしうると解されるからである（正田彬「『独占禁止法改正政策素案について』商事法務六九四号五頁」）。

法律時報四七巻四号六八頁。竹内昭夫「独占禁止法改正政策素案について」商事法務六九四号五頁。

しかし、政府素案のうち年次報告の形で国会に報告する点は評価すべきである。ただ、公取委は、事業者から値上げ理由の報告があっても、それを国会に対する年次報告まで発表しないというのでは不合理であるから、値上げ理由の報告があつたときは、公取委は直ちにそれを公表し、その後、年次報告の形で国会に対する報告を行なうべきであろう（〔竹内・前掲五頁〕）。

(3) 報告命令（違法カルテル排除措置の徹底） 公取委の改正試案では「価格の原状回復命令」となつていたものである。

政府素案によれば、違法カルテルの排除措置を徹底させるため、価格その他の取引条件に関するカルテル破棄勧告後に、事業者があらためて取引先と価格その他の取引条件について交渉し、その結果を報告させ、事後監視をしようというものである。

公取委の改正試案にくらべると、後退しており、「原状回復の代わりに、企業からどういふ価格改善をしたか報告を求めるだけ、というのでは効果はゼロ。」との批判が早速だされた（〔中村紀伊主婦連副会長の談話、五〇年三月六日付朝日新聞〕）。

既述したとおり、公取委の改正試案に対しては、各方面から様々な意見が出され、学者間でも意見の一致は見られなかった。しかし、今回の政府素案は、現行法による審決の内容として、当然なし得る範囲のものと解されるのであり、この程度であればわざわざ規定を設ける必要があるか疑問である（〔竹内昭夫前掲五頁〕）。むしろ、政府素案は、協定破棄後の措置を事業者の決定に委ね、その届出、報告を義務づける旨を規定することによって、カルテルに対する排除措置命令の限界について、特例を開いた形になり、これを越える排除措置が行ないえないことになるのではないかとの懸念さえ述べられている（〔正田・前掲六頁〕）。この部分は、削除した方がよいようである。

(4) 課徴金 政府素案によれば、違法カルテルにより得られた経済上の利得について公取委が課徴金の納付を命

「ずることができる」としており、この制度は公取委の改正試案通りに盛り込まれている。

課徴金については、その法的性格について、法務省が難色を示してきたことは既述の通りであるが、政府素案策定の段階で、総理府は「違法カルテルによって得た不当利得を吸い上げることによって、違法カルテル禁止の実効をあげる行政上の措置」と説明して、各省の了解をとりつけた。

公取委の改正試案は、価格カルテルを規制の対象に考えていたが、政府素案は違法カルテル全般に規制措置を拡大しているのが特色である。これは近代経済学者らの第二次声明が反映したもので、公取委の改正試案よりも前進であると思われる。したがって、対象となる「不当な取引制限」には価格カルテルのほか数量カルテル、販売カルテル、設備投資カルテル等も含まれる。

課徴金の算定もこうした規制対象拡大の結果、公取委の改正試案のように明確には割り切れず、①まずカルテル対象商品等の単位当たりの利益額を算出し、②次にカルテル実行前一定期間における単位当たりの利益額を算出し、③この両者の差を単位あたりのカルテルによる利得とし、それに販売数量を掛けて得た額を課徴金の額とするのである。しかし、この算定方法をあらゆるカルテルに適用することが可能か否か、なお検討する必要がある。

(5) 会社の株式保有制限 政府素案によると、大規模事業会社は、「資本金一〇〇億円以上、または純資産三〇〇億円以上の会社」となっている。公取委の改正試案では「資本金一〇〇億円または総資産二、〇〇〇億円以上の会社」となっていた。総理府の説明によると、純資産三〇〇億円以上の会社と総資産二、〇〇〇億円以上の会社とは、実態的に大差ないという。

また、政府素案は毎事業年度末において、「純資産の額または資本金額」を超えて国内の他の会社の株式を保有することを禁止している。このような「総量規制」は世界的にも珍しい。近代経済学者グループの第二次声明は、

個別規制の強化と総量規制の併用論を主張する。この声明は、総量規制一本ヤリの政府素案よりは筋が通るが、実行上は多くの難点があり、政府素案の方が現実的であるとの見解が強い(五〇年三月六日付日。本経済新聞の社説)。

総量規制の点を、**「純資産の二分の一または資本金額のいずれか大きい額」**を限度額とする公取委の改正試案と比較すると、政府素案は純資産(または資本金)を基準とし、経過措置を一〇年とし、新たに増資新株の引き受け分は一定期間、その限度額のワク外扱いとされるので、政府素案の方が規制は緩和されている。国会での討議によると、公取委の改正試案から政府素案になると、規制対象が五八社から一八社に減るといわれる。

(6) 金融機関の株式保有制限 現行法一条の保有制限額一〇%を五%に改める点は公取委の改正試案と同じである。異なる点は生命保険、損害保険、信託関係会社は、株式によって資産運用をはかっているため、適用除外としていることである。

(7) 報告者に対する通知 消費者保護策の一つと言われる。もともと公取委の改正試案にはなく、最近になって、三木首相らの強い指示で急いで検討されたとのことである。

政府素案によれば、利害関係のある者から文書で具体的違反事実の報告があった場合、公取委は処理結果を速やかに報知することになっている。

しかし、従来の政府や裁判所の解釈では「利害関係者」というのは直接的利害関係者(事業者)を意味しており、消費者は含まれていない。素案起草者は故意に利害関係者という用語を使ったかと思われたいとの批判がある(中村主婦連副会長談話。五〇年三月六日付日本経済新聞)。また「報告者に対する通知」制度が消費者保護策であるとしても、これだけでは十分でない。独禁政策へ消費者の参加を幅広く認めるべきであるとの主張は、消費者団体をはじめ学者によってもなされてきたが(今村「独占禁止法改正の動向」現代経済一四九一頁)、今後消費者による①告発権、②損害賠償請求権、③不服申立権等を含め、国会で論議

を呼ぶものと思われる。

(8) 刑事罰、不公正な取引方法その他 これらの点については、公取委の改正試案と同じである。

## 附 記

本稿は、新潟県商工会連合会の依頼により執筆した「独占禁止法改正の動向と中小企業」のうち「中小企業」の部分削除し、その他の部分について若干加筆・修正したものである。

(昭和五〇年四月一〇日)。



## 独占禁止法関係資料

## 独占禁止法改正試案の骨子

公正取引委員会  
昭和四九年九月一八日

## 第一 企業分割

1 公正取引委員会は、一定の事業分野において独占的状态が  
あり、他の方法では競争を回復することが極めて困難である  
と認めるときは、事業者に対し、会社の分割、営業の一部譲  
渡等の排除措置を命ずることができる。

2 独占的状态とは、次の事項に該当する場合をいう。

- (1) 一社または二社の市場占拠率が著しく高いこと
  - (2) 競争が実質的に抑圧されていること
  - (3) その事業分野において、他の事業者が新たに事業を起す  
ことを著しく困難にしていること
- 3 会社の分割、営業の一部譲渡等の排除措置を命ずるに当つ  
ては、次の事項を考慮する。
- (1) 資本金、積立金その他資産の状況

- (2) 収支その他経営の状況
  - (3) 工場、事業場等の配置
  - (4) 事業設備
  - (5) 技術上の特質
  - (6) 販売の方法
  - (7) 資金、原材料取得の能力
  - (8) 国際競争力等
  - (9) その他
- 4 私的独占についてもその排除措置として会社の分割を命ず  
ることができる。

## 第二 原価公表

- 1 高度の寡占業種において、価格が同調的に引き上げられ、  
価格面での競争が行われていないと認められる場合には、事  
業者に対し、商品等の原価の公表を命ずることができる。
- 2 原価の公表を命ぜられた事業者は、公正取引委員会の定め  
る基準に従って商品等の原価を算定し、所定の様式により公  
表しなければならない。
- 3 原価公表の対象となる業種または商品等は、公正取引委員  
会が指定する。

### 第三 価格の原状回復命令

- 1 不当な取引制限（以下「カルテル」という。）により価格が引き上げられた場合には、公正取引委員会は、事業者に対し、カルテル前の価格に戻すことを命ずることができる。
- 2 原状回復命令には、競争の回復及び維持のため必要と認めるときは、六か月以内の据置期間を附することができる。
- 3 事業者の責に帰しえない事由により商品等の原価が著しく上昇している場合には、原状回復を命ずるに当って、これを斟酌することができる。
- 4 事業者団体のカルテルにより価格の引上げを行った構成事業者に対しても、上記と同様の措置をとることができる。

### 第四 課徴金

- 1 公正取引委員会は、カルテルにより不当な価格引上げが行われた場合には、事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができる。
- 2 課徴金の額は、カルテルによる引上げ額に、カルテルの実行期間における商品等の販売数量を乗じた額を限度額とする。

ただし、実行期間は、審決時までを対象とする。

### 第五 会社の株式保有制限

- 1 金融業以外の事業を営む会社で、相当大規模な会社を規制対象とする。
- 2 相当大規模な会社とは、資本金一〇〇億円または総資産二、〇〇〇億円以上の会社を一応の目途とするが、それ以外でも株式保有率が著しく高い会社を含む。
- 3 規制対象会社は、純資産の二分の一または資本金のいずれか大きい額をこえて国内の他の会社の株式を所有してはならない。
- 4 規制対象会社が、国内において競争関係にある他の会社の株式を所有することは、原則として禁止する。  
ただし、相当の理由があつて公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 5 規制対象会社が制限をこえて所有している株式を処分するに当っては、処分が円滑に行われるよう相当の猶予期間を設けることとし、とくに処分を要する株式の額が著しく多い会社については、五年を下らない期間を認めることとする。

### 第六 金融機関の株式保有制限

- 1 金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済株式の総数の百分の五をこえて所有してはならない。
- 2 金融業を営む会社が制限をこえて所有している株式を処分するに当っては、処分が円滑に行われるよう、処分を要する株式の額に応じ、相当の猶予期間を設ける。

### 第七 刑事罰

- 1 罰金の最高額（現行五〇万円）を、少なくとも五〇〇万円程度に引き上げる。
- 2 法人の代表者が、独占禁止法違反の計画を知り、防止に必要な措置を講ぜず、または違反行為を知りながら、その是正のため必要な措置を講じなかった場合には、責任罰（罰金）を科する。

### 第八 不公正な取引方法

- 1 不公正な取引方法に対する排除措置を、第三条違反行為（私的独占及び不当な取引制限）に対する排除措置と同様なものに改める。
- 2 不公正な取引方法を用いた者に対し、現行法では罰則の適用がないが、新たに罰則を設ける。

### 第九 既往の違反行為に対する排除措置

違反行為が既になくなっていない場合には、現行法では排除措置を命ずることができないが、違反行為が再び行われることを防止するために必要な排除措置を命ずることができることとする。

#### 独占禁止法改正政府素案

独禁法関係関係懇談会

昭和五〇年三月五日

#### 【課徴金制度】

- ① 違法カルテル禁止規定の実効性を確保するための行政上の措置として、違法カルテルにより得られた経済上の利益について、公正取引委員会が課徴金の納付を命ずる制度を新設する。

- ② 課徴金の額は、カルテルの実行期間のうち利得の存する期間について、カルテルの対象商品等の単位当たりの利益の額からカルテルの実行前一定期間における単位当たりの利益の

額を控除した額に対象商品等の販売数量を乗じて得た額とする。利益等の算定方式の詳細は、政令で定めるものとする。

③ 事業者団体の違反行為の場合も同様とする。

④ 課徴金制度の新設に伴い、税法上の損金不算入、強制徴収の手続等所要の規定を整備する。

#### 【刑事罰】

罰金の最高限度額を引き上げ、一定の要件の下に法人の代表者の責任罰（罰金）の規定を設ける等、刑事罰についての規定を整備する。

#### 【違法カルテル排除措置の徹底】

① 違法カルテル（「不当な取引制限」をいう）の排除措置の徹底を図るため、公正取引委員会が事業者に対し違法カルテルに係る価格その他の取引条件等に関するカルテル破棄後にとるべき具体的措置を決定し、届け出かつ、その実施状況を報告することを命ずることができるよう規定する。

② 事業者団体の違反行為の場合も同様とする。

#### 【価格の同調的引き上げがあった場合の報告等】

① 高度の寡占業種において、一定の期間内におおむね同額又は同率の価格等の引き上げが、その業種の主要事業者について行われた場合、公正取引委員会は、事業者に対し、価格等

引き上げの理由の報告を求めることができるよう規定する。

② 公正取引委員会は、国会に対する年次報告において、各事業者が報告した値上げの理由の概要及びそれについての公正取引委員会の見解を示さなければならないものとする。

#### 【独占の状態がある場合の排除措置】

① 一定の事業分野において独占の状態があり、他の方法では競争を回復することが極めて困難であるときは、独占の状態を排除し、競争を回復させるため、公正取引委員会が、営業の一部の譲渡（新会社等への現物出資を含む）、資産の譲渡、株式の処分その他の必要な措置を命ずることができる規定を設ける。ただし、その措置が対象企業の規模の利益、経理の健全性又は国際競争力を著しく損うことが明らかである場合を除く。

② 独占の状態とは、次の事項に該当する場合とする。

(イ) 一社又は二社の市場占拠率が著しく高いこと（最低限度を一社の場合二分の一、二社の場合四分の三とする）

(ロ) 他の事業者が新たに事業を起すことが著しく困難となつていること。

(ハ) 競争が実質的に抑圧されている弊害が現実にあること（長期間にわたり、生産費の状況又は需給関係を反映しな

い価格が設定されており、かつ、長期間を通じ利益率又は経費支出率が著しく高いと認められることを要する)

- ③ ①の措置を命ずるに当たっては、独占的狀態を排除し、競争を回復させるため必要な限度に止めるよう努めるとともに、対象事業者、関係事業者の事業の円滑な遂行又は関係従業員の生活の安定を阻害しないよう配慮しなければならぬ。

この場合、次の事項を考慮する。

- (イ) 資産、収支その他の経理の状況
  - (ロ) 役員及び従業員の状況
  - (ハ) 工場、事業場及び事務所の配置
  - (ニ) 事業設備の状況
  - (ホ) 無体財産権の有無及び内容並びに技術上の特質
  - (ヘ) 生産及び販売の能力並びに状況
  - (ト) 資金及び原材料の取得の能力並びに状況
  - (チ) 同種又は類似の商品の生産及び流通の状況
- ④ ①の措置を命ずる場合には公正取引委員会はあらかじめ主要務大臣と協議することを要する。
- ⑤ 公聴会の開催を義務づける等の手続規定の整備その他所要の規定を整備する。

#### 【会社の株式保有の総量規制制度】

- ① 金融業以外の事業を営む会社で、大規模な会社（資本金百億円以上又は純資産三百億円以上の会社とするが、基華は将来政令で改めるようにする）は、毎事業年度末において、純資産の額（又は資本金の額）を超えて国内の他の会社の株式を保有してはならないものとする規定を設ける。

- ② 経過措置として十年間は改正法施行日の株式保有額（昭和四十九年末の株式保有額がこれを下回るときは昭和四十九年末の保有額）が①の制限を超えている場合は、その額を限度とする。なお、増資新株の引受分については、一定期間ワク外の取扱いとす。

- ③ 次の株式は、①②の株式保有の額に算入しない。

- (イ) 国、地方公共団体、政府関係機関の出資のある会社で政令で定める会社又は所要資金量が大きくかつリスクの大きい事業を営む会社で、国民経済上重要なものとして政令で定める会社の株式

- (ロ) もっぱら外国において事業を営む会社（外国事業会社）及びもっぱら外国事業会社又は外国会社に対する出資又は長期資金貸付けを行う会社の株式

- (ハ) 担保権の行使、代物弁済の受領等緊急の必要により止

むを得ない事由により取得した株式で、公正取引委員会の認可を受けたもの（一定期間に限る）

- (三) 自社の業務の一部を分離独立させるため新設する一〇〇%子会社の株式（一定期間に限る）

【金融機関の株式保有限度】

- ① 金融機関の国内の会社の株式保有限度を、現行の発行済の株式総数の一〇%から五%に改める。

- ② 保険及び信託につき特例を設けるほか、会社の場合に準じ必要な経過措置等を定める。

【報告者に対する通知】

利害関係のある者から文書で具体的違反事実の報告があった場合、公正取引委員会は処理の結果を決定後速やかに報告者に通知するものとする。

【不公正な取引】

不公正な取引に対する排除措置の規定を整備する。

【その他】

所要の規定の整備を図る。

独占禁止法改正要綱案

独禁法関係関係会議

昭和五十年四月一四日

【第一 不当な取引制限等に対する課徴金】

一、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定等で商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に供給量を制限することにより対価に影響があるものが行われたときは、公正取引委員会は事業者に対し、当該違反行為の実行期間に係る課徴金を国庫に納付することを命じなければならないものとする。

二、事業者団体による競争の実質的制限行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定等で商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に供給量を制限することにより対価に影響があるものが行われたときは、公正取引委員会は、当該事業者団体の構成事業者に対し、当該違反行為の実行期間に係る課徴金を国庫に納付することを命じなければならないものとする。

三、課徴金の額は、実行期間における当該商品又は役務の売上

額に千分の三十(小売業については千分の二十、卸売業については千分の十。以下「基準率」という。)を乗じて得た額の二分の一に相当する金額とする。

ただし、次の①又は②の場合には、それぞれの場合について掲げた率を当該売上額に乗じて得た額の二分の一に相当する金額とする。なお課徴金の額が十万円未満であるときは、その納付を命じないものとする。

① 実行期間の開始の日の属する事業年度の開始の前日三年前以内に開始した事業年度における売上額に対する経常利益の額の比率が②の比率を超え、基準率未満である場合には当該比率。

② ①の比率が千分の三(小売業については千分の二、卸売業については千分の一とする。以下同じ)以下である場合には千分の三

四、実行期間の終了した日から三年(当該違反行為について審判手続が開始された場合であつては当該審判手続が終了した日から一年)を経過したときは、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができないものとする。

五、その他課徴金の納付命令、徴収についての必要な手続等を定めるものとする。

六、売上額、経常利益の算定方法等は政令で定めるものとする。

#### 【第二 不当な取引制限等に対する排除措置】

不当な取引制限又は事業者団体による競争の実質的制限行為があるときは公正取引委員会は、当該違反行為に対する排除措置の実施後において、当該違反行為の影響を排除するためにとるべき具体的措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告を命ずることが出来るものとする。

#### 【第三 既往の違反行為に対する措置】

公正取引委員会は、私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法並びに事業者団体の競争の実質的制限行為等が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、当該行為が既になくなっていない旨の周知措置その他必要な措置を命ずることが出来るものとする。ただし、当該行為がなくなった日から勧告又は審判開始決定がされることなく一年を経過したときは、当該措置を命じてはならないものとする。

#### 【第四 独占的状态に対する措置】

一、独占的状态とは、同種の商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。以下「一定の商品」とい

う。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたものを除く。)の価額又は国内において供給された同種の役務の価額の最近の一年間における合計額が五百億円(国内の生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動を生じたときは、これらの事情を考慮して政令で改定するものとする。)を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次の各号に掲げる事由があることをいうものとする。

- ① 当該一年間において、一の事業者の市場占拠率(当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたものを除く。))又は国内において供給された当該役務の数量(数量によることが適当でないときは、価額とする。以下同じ。)のうち当該事業者が供給した当該一定の商品又は役務の数量の占める割合)が二分の一を超え又は二の事業者のそれぞれの市場占拠率の合計が四分の三を超えていること。
- ② 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

③ 当該事業者の供給する当該商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく又はその下降が軽微であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

(イ) 当該事業者の属する業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

(ロ) 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費又は一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費又は一般管理費を支出していること。

二、独占的状态があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該措置を命ずることができないものとする。

- ① 当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品又は役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合



② 当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合

三、二の措置を命ずるに当たっては、次に掲げる事項に基づき、当該措置に係る事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該措置に係る事業者が雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならないものとする。

① 資産、収支その他経理の状況

② 役員及び従業員の状態

③ 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件

④ 事業設備の状況

⑤ 特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質

⑥ 生産、販売等の能力及び状況

⑦ 資金、原材料等の取得の能力及び状況

⑧ 商品又は役務の供給及び流通の状況

四、公正取引委員会は二の措置を命じようとするときは次の手続を経るものとする。

① 当該措置に係る審判手続を開始する前及び審決する前に主務大臣に協議すること。

② 公聴会を開いて一般の意見を求めること。

五、二の措置を命ずる審決をするには、公正取引委員会の委員長及び委員のうち三人以上の意見が一致しなければならないこと、当該審決は確定するまで執行できないこと、当該審決の取消訴訟の出訴期間を三カ月とすること等手続規定を整備するものとする。

#### 【第五 価格の同調的引上げに関する報告の徴収等】

一、同種の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。以下同じ。）の価額又は国内において供給された同種の役務の価額の一年間における合計額が三百億円（国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して政令で改定するものとする。）を超える場合における当該商品又は役務に係る一定の事業分野につき、供給量（一の事業者が供給する当該商品又は役務の数量（数量によることが適当でないときは価額とする。）をいう。以下同じ。）が多いことにおいて上位を占める三の事業者の供給量を合計した量の国内において供給された当該商品又は役務の総供給量に対する割合が十分の七を超える場合において、最も供給量が多い事業者を含む二以上の主要事業者（その供給量の総供給量に対する割合が二十分の一以上であって、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事

業者をいう。以下同じ。が当該商品又は役務の通常の取引価格について、三カ月以内に同一又は近似の額又は率の引上げをしたとき（当該価格が認可等に係るものであるときを除く。）は、公正取引委員会は、当該主要事業者に対し、当該取引価格の引上げの理由について報告を求めることができるものとする。

二、公正取引委員会は、業務の施行状況を国会に報告する際一による主要事業者からの報告の概要を示すものとする。

#### 【第六 会社の株式保有総額の制限】

一、金融業以外の事業を営む株式会社であつて、資本の額が百億円以上又は純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、増資等による純資産の増加額を加えた額をいう。）が三百億円以上のもは、自己の資本の額又は純資産の額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならないものとする。

二、次に掲げる株式は、一の制限の対象から除外するものとする。

① 政府、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人のうち政府が資本を全額出資しているもの若しくはその

債務について政府が保証契約をすることができるものが出資している会社で、政令で定めるものの株式

② 産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で株式の発行により多額の資金を調達することが必要とされるものを営む会社で、政令で定めるものの株式

③ 専ら国外事業（当該事業に密接に関連する国内事業及びその付帯事業を含む。以下同じ。）を営むことを目的とする会社で、その事業活動を当該目的に沿って行うもの（以下「国外事業会社」という。）の株式

④ 専ら②の会社、外国法人等若しくは国外事業会社に対する出資若しくは長期の資金の貸付けの事業（当該事業に密接に関連する事業及びその付帯事業を含む。以下「投融資事業」という。）を営む会社又は専ら当該投融資事業及び国外事業を営むことを目的とする会社の株式

⑤ ②の事業及び④の投融資事業を営む会社で政令で定めるものの株式

⑥ 自己が現に行う業務の一部を分離して設立する会社で、その発行済の株式の全部を取得し、又は所有するものの株式で設立後二年以内のもの

⑦ 担保権の行使又は代物弁済の受領により取得し、又は所

有する株式で取得の日から一年以内のもの

⑧ 外国法人等と共同出資して設立する会社で、当該共同出

資の形態をとることがその事業活動のために特に必要とさ

れるものの株式で、公正取引委員会の認可を受けたもの

⑨ 緊急やむを得ない事情により取得し、又は所有する株式

で、公正取引委員会の期限を付した承認を遅滞なく受けた

もの

⑩ 株主割当又は株式配当により取得し、又は所有する新株

で、取得の日から二年以内のもの

三、公正取引委員会は、二の⑧の認可をしようとするときは、

大蔵大臣及び共同出資会社の営む事業に係る主務大臣に協議

し、二の⑧の認可又は⑨の承認をしようとするときは、株式

を取得する会社の經理につき特別の法律に基づいて勧告等を

することができるとする。

四、基準額が減少したため、その基準額を超えて株式を所有す

ることとなった場合には、その超えることとなった日から

五年間は、その日に所有する株式の価額の合計額を限度とし

て、株式を取得し又は所有することができるものとする。

五、一の資本の額百億円及び純資産の額三百億円は、上位二百

の株式会社資本の額及び上位二百の株式会社の純資産の額

に著しい増減を生じたときは、これらの事情を考慮して政令で改定するものとする。

六、次のような経過措置を設けるものとする。

① この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において基準額を超えて株式を所有している会社は、施行日から十年間は、施行日において所有する株式の価額又は昭和四十九年十二月三十一日において所有する株式の価額のいづれか少ない額(以下「特例基準額」という。)を限度として株式を所有することができること。

② 施行日において特例基準額を超えて株式を所有している会社は、施行日から一年間は施行日において所有する株式の価額を限度として、株式を所有することができること。

③ 施行日から十年を経過する日までの間に、資本の額又は純資産の額が増加して新たに一の制限に該当することになった会社についても①及び②に準じた措置を設けること。

#### 【第七 金融会社の株式保有の制限】

一、保険業以外の金融業を営む会社(以下「金融会社」という)が国内の会社の株式を保有する場合の限度をその会社の発行済株式総数の百分の十から百分の五に引き下げるものとする。

二、信託については、現行の適用除外の範囲を拡大し、金銭又

は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有する場合で、委託者又は受益者が議決権を行使するとき、又は受託者に議決権の行使について指図することができるときは、一の制限の対象から除外するものとする。

三、次のような経過措置を設けるものとする。

① 施行日において国内の会社の株式をその発行済株式総数の百分の五を超えて所有している金融会社は、施行日から十年間は施行日において所有する株式の数又は昭和四十九年十二月三十一日において所有する株式の数のいずれか少ない数（以下「基準株式数」という。）を限度としてその株式を所有することができること。

② 施行日において基準株式数を超えて株式を所有しているものは施行日から一年間は施行日において所有する株式の数を限度としてその株式を所有することができること。

③ 株主割当又は株式配当により取得し、又は所有する新株については取得の日から二年間に限り、基準株式数を超えて当該株式を所有することができること。

【第八 不公正な取引方法に対する排除措置】

不公正な取引方法に対する排除措置として、現行の当該行為の差止めのほか、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができるものとする。

【第九 違反事実についての報告者に対する通知】

独占禁止法に違反する事実があると思料する者から書面で具体的な事実を摘示して報告がされた場合において、当該報告に係る事件について勧告をし、若しくは審判手続きを開始し、又はこれらの措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨をその者に通知しなければならないものとする。

【第十 罰則】

一、私的独占、不当な取引制限等に対する罰金の最高限度額を五百万円に引き上げる等罰金額を引き上げるものとする。

二、私的独占、不当な取引制限等の違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった法人の代表者に対しても、罰金刑を科するものとする。

三、その他罰則について所要の整備を行うものとする。

【第十一 その他】

事件の処理手続その他について所要の整備を図るものとする。

【第十二 施行期日】

この法律の施行期日は公布の日から起算して月を超えない範囲内において政令で定める日とするものとする。